# 令和七年第一回二月定例会会議録

（令和七年二月十四日　開会
同　日　閉会）

# 令和七年第一回大阪広域水道企業団議会
## 二月定例会会議録

令和七年二月十四日（金曜日）午後一時開議

**○出席議員**

一番　木畑　匡
二番　井関貴史
三番　大林健二
四番　白岩正三
五番　浜地慎一郎
六番　小北一美
七番　田村のり子
八番　川岸貞利
九番　門川紘幸
十一番　稲森洋樹
十二番　辻中　隆
十三番　尾崎哲哉
十四番　北川健治
十五番　堀川和彦
十六番　池田幸則
十七番　木田伸幸
十八番　飯阪光典
十九番　桃山　悟
二十番　大倉基文
二十一番　寺島　誠
二十二番　山本忠司
二十三番　中原健氏
二十四番　古谷公俊
二十五番　島　弘一
二十六番　中野　学
二十七番　清水貞治
二十八番　河合弘樹
二十九番　原　明美
三十番　竹原伸晃
三十一番　斧田秀明
三十二番　大門晶子
三十三番　井上浩一

**○欠席議員**

なし

**○説明のため出席した者**

企業長　永藤英機
副企業長　橋本正司
技術長兼事業管理部長　中田耕介
危機管理監兼経営管理部危機管理課長　藤野純也
経営戦略担当部長　林　千絵
経営管理部長　小島謙一
経営管理部副理事　渡邉　昇
経営管理部経営企画課長　石橋　剛
経営管理部広域連携課長　林　有子
経営管理部広域調整課長　松本賢一
経営管理部総務課長　肌勢光浩
経営管理部財務課長　辻　輝昭
経営管理部財務課会計官兼経営企画課参事　亀田麻貴
事業管理部技術管理課長　覚道慎一
事業管理部副理事兼工務課長　堤　重徳

監査委員　石崎一登

**○職務のため出席した者**

議会事務局長　尾﨑元伸
議会事務局書記　竹内晴彦
議会事務局書記　北川　尊義
議会事務局書記　脇田啓司
議会事務局書記　前平　光

**○議事日程**

第一　会議録署名議員の指名
第二　会期決定の件
第三　諸般の報告
（当選議員の報告・紹介）
（定期監査、工事監査及び例月現金出納検査の結果の報告）
第四　当選議員の議席の指定
第五　企業団運営方針説明
（永藤企業長説明）
第六　第一号議案　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
第二号議案　大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件
第三号議案　大阪広域水道企業団水道事業給水条例等一部改正の件
第四号議案　大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等一部改正の件
第五号議案　富田林市に係る水道事業に関する事務の委託に関する協議の件
第六号議案　令和六年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件
第七号議案　令和六年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件
第八号議案　令和七年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件

第九号議案　令和七年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件

第七　議員提出第一号議案　大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例一部改正の件

**○会議に付した事件**

議事日程のとおり

**午後一時　開会**

**○島議長**　ただいまより令和七年二月定例会を開会いたします。

**○島議長**　本日の出席者は三十二名、欠員を除く議員全員で、定足数に達しております。

**○島議長**　本日の会議を開きます。

**○島議長**　日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、山本忠司議員及び中原健氏議員を指名いたします。

**○島議長**　日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○島議長**　御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

**○島議長**　日程第三、諸般の報告を議題といたします。

**○島議長**　まず、当選議員の報告の件であります。

令和六年十二月一日付で古谷公俊議員及び斧田秀明議員が当選されましたので、御報告いたします。

この際、当選議員を御紹介いたします。古谷公俊議員でございます。

**○古谷議員**　古谷です。よろしくお願いします。

**○島議長**　斧田秀明議員でございます。

**○斧田議員**　太子町の斧田です。よろしくお願いします。

**○島議長**　以上で御紹介は終わりました。

**○島議長**　次に、監査委員からの定期監査、工事監査及び例月現金出納検査の結果の報告につきましては、配付しておきましたので、御了承願います。

**○島議長**　日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

**○島議長**　当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

**○島議長**　日程第五、企業団運営方針説明を議題といたします。

企業長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

**○島議長**　永藤企業長。

（永藤英機企業長登壇）

**○永藤企業長**　本日は、令和七年第一回企業団議会二月定例会に御出席いただきましてありがとうございます。

令和七年度当初予算をはじめ諸議案の審議をお願いするに当たりまして、当企業団の運営方針を申し上げます。

令和七年度の五市の水道事業との統合により、給水人口は約百十万人となり、当企業団は、これまで以上に大きな責任を担うこととなります。将来にわたり安全かつ良質な水道水を安定的に供給するという使命を果たすため、経営戦略二〇二〇―二〇二九に掲げる取組を着実に進める予算編成を行いました。

予算規模は、水道水供給事業会計が七百五十四億円、市町村域水道事業会計が三百九十五億円、工業用水道事業会計が百四十八億円です。

令和七年度の主な施策として、まず、災害に強い水道施設の構築と適正規模への更新に係る取組を御紹介します。

水道水供給事業では、村野浄水場の西系浄水施設の更新工事を本格化し、磯島取水場の更新・耐震化工事に着手します。また、災害や事故の際にも送水が継続できるよう、管路の更新・耐震化や単一管路の二重化、ループ化など、バックアップ機能の強化を進めます。

市町村域水道事業では、基幹管路等の更新・耐震化に優先的に取り組みます。また、豊能町、能勢町の中央監視装置等を集約し更新する工事に着手するなど、統合のメリットを生かした取組を着実に進めます。

工業用水道事業では、水管橋に関して重要度が高い橋から計画的に耐震補強工事を実施しており、令和七年度には、二つの水管橋において上部工の耐震化に着手します。また、引き続き主要幹線における老朽管の更新・耐震化を進めます。

次に、府域一水道の推進に向けた取組です。

令和七年四月から、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市の五市域の水道事業を企業団が担います。企業団が広域的に水道事業を運営することにより、経営、技術両面の基盤を強化し、利用者の皆様にこれからも安全・安心な水道水をお届けします。

また、令和九年度の統合を目指している四団体と丁寧な検討、協議を行うなど、府域一水道に向けた取組を進めます。

次に、サービスの向上です。

オンライン化によるサービスの利便性向上や効率化を図るため、デジタル技術の活用に取り組みます。

市町村域水道事業では、昨年十月に導入した水道料金のクレジットカード決済や過去の使用水量の見える化など、利用者サービスを使用できる地域を拡大します。

以上、御説明をしました内容を確実に実施し、持続可能な水道の構築と利用者の信頼が得られる事業運営

に努めます。議員の皆様には、引き続きの御理解と御協力をいただきますと幸いです。

**○島議長**　以上で企業長の説明は終わりました。

**○島議長**　日程第六、議案第一号から第九号まで、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件外八件を一括議題といたします。

議案は配付しておきましたので、御了承願います。

お諮りいたします。

議案の説明は、配付の説明書をもってこれに代えることとし、会議規則第三十七条第二項の規定により、提出者の説明を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○島議長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

**○島議長**　これより日程第六の諸議案に対する質疑を行います。

通告がありますので、指名をいたします。

一括質問一括答弁方式により、北川健治議員を指名いたします。

**○島議長**　北川健治議員。

（北川健治議員登壇）

**○北川議員**　寝屋川市選出の北川でございます。

第八号議案、第九号議案、令和七年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算及び工業用水道事業会計予算について質疑を行います。

この後は質問者席で行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最初に、予算書について、地方公営企業法施行規則に定められている様式との比較から、四点伺います。

まず、一点目です。施行規則の別記第一号様式で定められている予算の様式と比較すると、第五条の継続費、第十一条の他会計からの補助金、第十二条の利益剰余金の処分及び第十四条の重要な資産の取得及び処分の四項目について、水道用水供給事業及び工業用水道事業の予算書には記載されておりませんが、これは該当するものがないということでしょうか。

次に、二点目です。同じく別記第一号様式において、第二条の業務の予定量については、給水戸数または給水事業所数、年間給水量、一日平均給水量等、主要な建設改良事業の概要を記載することとされていますが、このうち、給水戸数または給水事業所数について、水道用水供給事業及び工業用水道事業の予算書には記載がありませんが、その理由を伺います。

三点目です。同じく別記第一号様式と比較し、水道用水供給事業の予算書第三条の収益的収入及び支出について、特別利益及び特別損失の記載がありませんが、これは該当するものがないということでしょうか。

最後に、四点目です。施行規則の別記第十号様式で定められている損益計算書の様式と比較し、各会計の予算書において予備費が記載されていますが、様式上定められていない予備費を記載している理由を伺います。

次に、予算書第二条第一号に記載の年間総給水量について、水道用水供給事業では四億九千五百万立方メートル、工業用水道事業では一億四千二百四十九万六千立方メートルと定められていますが、この算出根拠をお示しください。

また、予算書第五条の債務負担行為における事業名について伺います。

水道用水供給事業においては自家発電設備整備維持事業、工業用水事業においては自家発電設備維持事業（通年分）という事項がありますが、自家発電設備には常用と非常用の区別があります。債務負担行為に関する調書を見ると、非常用自家発電設備保守点検業務と記載している事項も見受けられ、私は、さきに申し上げた二件については非常用ではないかと考えているのですが、どちらなのかをお示しください。

最後に、予算説明書の給与明細書について二点確認します。

一番の総括において、給与費の欄に報酬と給料があり、給料は職員に対して支給するものと思いますが、報酬の支払いの対象者が誰かについて伺います。

また、三番の給料及び手当の状況に、（七）定年退職及び勧奨退職に係る退職手当という項目がありますが、企業団において退職勧奨制度があるのでしょうか、伺います。

以上、よろしくお願いします。

**○島議長**　これより答弁を求めます。

**○島議長**　辻財務課長。

**○辻経営管理部財務課長**　一点目の、予算書中、地方公営企業法施行規則に定められている様式と比較した場合、記載のない項目があることについてお答えします。

継続費など、各会計の予算書において記載がない項目については、予算の計上がないためです。

二点目の、水道用水供給事業及び工業用水道事業の第二条、業務の予定量において、給水戸数または給水事業所数を記載すべきではないかという御指摘についてお答えします。

地方公営企業法施行規則第四十五条で、予算の様式は、別記第一号様式に準ずるものとすると定められており、企業団では、定められた様式に準じて予算書を作成していますが、水道用水供給事業、工業用水道事業ともに、業務の予定量として、これまで年間総給水量や一日平均給水量を記載していました。今後、他団体の事例も参考にしつつ、業務の予定量がより分かり

やすくなるよう、水道用水供給事業、工業用水道事業ともに、次年度の予算書から第二条の記載内容を充実します。

三点目の、水道用水供給事業の予算書第三条の収益的収入及び支出において、特別利益及び特別損失の記載がないことについてお答えします。

水道用水供給事業においては、特別利益及び特別損失の予算を計上していないことから、記載していません。

四点目の、損益計算書において予備費を記載していることについてお答えします。

損益の計算においては、全ての収入及び支出から計算するものと考えており、予備費についても支出予算に計上していることから、他の支出予算同様、損益計算書に記載しています。

次に、水道用水供給事業及び工業用水道事業の年間総給水量の算出についてお答えします。

年間総給水量については、直近の決算の状況及び過去の給水量の減少率等を基に算出しています。

具体的には、水道用水供給事業は、直近の実績値である令和五年度決算の年間総給水量約五億四百万立方メートルに給水量の減少率〇・八五％を二回乗じて、令和七年度の年間総給水量を算出しています。

工業用水道事業の年間総給水量は、契約水量である基本使用水量と、単位時間当たりの契約水量を超えて使用した場合の水量である超過使用水量を合算した水量です。

基本使用水量については、令和五年度末の基本使用水量である日量三十八万二千百九十三立方メートルに、令和六年度及び令和七年度における新規受水及び廃止見込みを合算した増加分として、日量五百三十四立方メートルを反映した上で、千立方メートル未満を切り捨て、日量三十八万二千立方メートルを算出しています。

超過使用水量については、算出した使用水量三十八万二千立方メートルに、過去の超過率二・二一％を乗じて、日量八千四百立方メートルを算出しています。

こうして算出した基本使用水量の日量三十八万二千立方メートルと、超過使用水量の日量八千四百立方メートルを合算し、これに年間総日数を乗じて、令和七年度の年間総給水量を算出しています。

次に、債務負担行為における自家発電設備の記載に関してお答えします。

当企業団では、整備している自家発電設備は全て非常用であり、議員がお示しの二件についても非常用です。

自家発電設備については、水道施設設計指針等において、停電時に必要な電源を確保することを目的に設置するものは非常用発電設備と定義されています。このことから、今後、予算書の記載につきましては、非常用発電設備に統一します。

次に、予算説明書の給与費明細書についてお答えします。

まず、一点目の総括における給与費の欄の記載ですが、報酬の支払い対象者は会計年度任用職員です。

次に、二点目の企業団における勧奨退職制度についてお答えします。

企業団では、人事の刷新、公務能率の向上及び財政負担の軽減並びに職員のライフプランの支援を図ることを目的に、年度末年齢五十五歳以上五十九歳以下で、特別退職の勧奨に応じた職員を対象とした制度を設けています。

**○島議長**　北川議員。

**○北川議員**　どうもありがとうございました。

次の質疑に移ります。

さきの二月三日の議員全員協議会で、理事者から令和七年度大阪広域水道企業団当初予算案の概要という資料を配付されました。これらの資料には、主要な事業として様々な事業が記載されていましたが、この事業について、事業の概要や目的、予算額等をお示しください。

まず、危機事業に対する体制の強化のために実施する災害用備蓄水の製作及び応急給水袋の購入。

次が、環境負荷の低減のために実施する浄水発生土の有効活用の推進及びＶＰＰ（バーチャルパワープラント）事業への参画。

それから、水道用水供給事業において実施する磯島取水場の更新・耐震化。

最後に、藤井寺水道事業において実施する船橋浄水場更新工事。

以上、六点の事業について御説明をお願いします。

**○島議長**　藤野危機管理監。

**○藤野危機管理監兼経営管理部危機管理課長**　私から、災害用備蓄水の製作及び応急給水袋の購入についてお答えいたします。

まず、災害用備蓄水につきましては、災害発生時に応急給水活動が軌道に乗るまでの応急措置として、給水活動の補完を目的に、平成十五年度からアルミボトル缶で製作をしております。

府内には、四百九十ミリリットルのボトル缶で百万本を配備しており、災害時に迅速に提供できるよう、市町村で七十万本、企業団で三十万本を保管してございます。

ボトル缶は賞味期限が五年のため、毎年二十五万本を製作しており、賞味期限一年未満のものにつきましては、様々なイベントを通じ配布し、飲料水の家庭で

の備蓄啓発に活用しております。
なお、災害用備蓄水の製作に関する令和七年度の予算額は約三千万円でございます。
次に、応急給水袋につきましては、災害時の応急給水施設におきまして円滑に給水活動を行うことを目的として保有してございます。応急給水袋は、お年寄りやお子様でも持ち運びがしやすいように、附属のロープでリュックにできる六リットルのものを選定しており、災害時にポリタンクなどの入れ物を準備できない方々に向けまして、約十万枚を保有してございます。
なお、応急給水袋の購入に要する令和七年度の予算額は約五百万円です。
災害時には、これらを活用しまして、水道利用者に対して迅速かつ円滑な応急給水活動の実施に努めてまいります。

**○島議長**　覚道技術管理課長。

**○覚道事業管理部技術管理課長**　私から、浄水発生土の有効活用の推進及びＶＰＰ（バーチャルパワープラント）事業への参画についてお答えします。
まず、浄水発生土の有効活用の推進についてです。
水道水を作る過程で原水中の濁り成分を沈殿させて取り除きますが、この濁り成分を集めて土状にしたものを浄水発生土といいます。この浄水発生土は、通常、産業廃棄物として埋立て処分をすることになりますが、当企業団では、園芸用土やグラウンド用資材などとして有効活用をしています。
令和五年度の浄水発生土は総量約二万一千トンであり、活用できる約二万トンを有効活用しています。
令和七年度予算では、環境負荷の低減の内訳として、約三億三千万円を計上しています。
次に、ＶＰＰ、いわゆるバーチャルパワープラント事業への参画についてですが、ＶＰＰとは、仮想発電所と呼ばれており、特に電力需給が逼迫する際に、大口利用者の電力使用量を控えることなどで電力需給調整を行い、一つの発電所のように機能させる仕組みのことです。
具体的な需要調整の方法は、当企業団では、電力の需要の逼迫時に、浄水池の貯留量を活用し、送水ポンプを一時的に停止させたり、太陽光発電設備の蓄電池容量を活用します。
このように、電力使用量を調整することで電力の安定供給に寄与する取組であり、当企業団では、ＶＰＰ事業者である関西電力株式会社から報酬を得られるものです。
令和七年度予算では、環境負荷の低減の内訳として、水道用水供給事業で約一千四百万円、水道事業で約二百万円、合計約一千六百万円の収入を見込んでいます。

**○島議長**　堤副理事。

**○堤事業管理部副理事兼工務課長**　私から、磯島取水場の更新・耐震化についてお答えいたします。
本事業は、磯島取水場の各施設のうち、取水暗渠や沈砂池などの土木建築構造物の更新・耐震化を目的として実施いたします。
工事の概要といたしましては、淀川から取水するための取水暗渠については、その内部に耐震性を有する口径二千四百ミリメートルのダクタイル鋳鉄管を挿入し、更新いたします。
また、取水ポンプ井や沈砂池などについては、既設構造物の底板や側壁にせん断補強筋の設置やコンクリートの増し打ちを行い、耐震性を確保することとしております。
なお、これらの計画事業費として約百億円を見込んでいるところでございます。
以上でございます。

**○島議長**　松本広域調整課長。

**○松本経営管理部広域調整課長**　私から、船橋浄水場更新工事についてお答えします。
藤井寺水道事業の自己水源に係る船橋浄水場については、企業団との統合案策定時に、危機管理の観点から水源の二元化を確保して、今後も維持することが重要との藤井寺市の意向がございました。
水道施設の最適配置と併せて検討協議を行った結果、野中配水池の機能の一部を併せ持つ浄水場として築造し、配水場の一部を廃止することにより、事業費及び維持管理費の削減を図るとともに、国の交付金も活用できることから、浄水場を更新する計画としたものです。
本浄水場の更新工事は、令和六年度から実施しており、令和七年度の予算として約十三億円を計上しています。

**○島議長**　北川議員。

**○北川議員**　御丁寧な答弁をいただき、大変クリアになりました。どうもありがとうございました。
予算書の第二条、業務の予定量の第一号、給水戸数または給水事業所数、ここは、私は一丁目一番地と捉えております。記載しなくても構わないということはあり得ません。
私、広域水道企業団三十団体を調べてみました。調査しました結果、全ての団体が何らかの形で記載しています。次年度の予算書からは記載するようにお願いしておきます。
それから、給与明細書の勧奨退職のところですが、昔でいう退職勧奨、肩たたきではないかと理解しています。様式では、定年退職及び応募認定退職に係る退職手当となっていて、勧奨退職を応募認定退職にしてはどうかと思うもので、検討していただきたいと思い

ます。
以上をもって質疑を終わります。どうもありがとうございました。

**○島議長**　北川健治議員の質疑が終わりました。
以上で通告の質疑は終了いたしました。
これをもって、上程の議案に対する質疑を終結いたします。

**○島議長**　この際、議事の都合により休憩いたします。
なお、再開の時刻は後ほど御連絡いたします。
（午後一時二十九分休憩）

（午後一時四十分再開）

**○島議長**　休憩前に引き続き議事を続行いたします。

**○島議長**　日程第六の議案九件に対する討論は、通告がありませんでしたので、討論なしと認めます。

**○島議長**　これより、日程第六の議案九件につきまして、採決に入ります。

**○島議長**　議案第一号から第九号まで、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件外八件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
以上、議案九件につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

**○島議長**　御異議なしと認めます。よって、以上の議案九件は原案のとおり可決されました。

**○島議長**　日程第七、議員提出第一号議案、大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例一部改正の件を議題といたします。
議案は配付いたしておきましたので、御了承願います。
お諮りいたします。
本案は、会議規則第三十七条第二項の規定により、提出者の説明を省略することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

**○島議長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

**○島議長**　質疑は、通告がありませんので、質疑なしと認めます。
討論は、通告がありませんので、討論なしと認めます。

**○島議長**　これより、議員提出第一号議案、大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例一部改正の件を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

**○島議長**　御異議なしと認めます。よって、議員提出第一号議案は原案のとおり可決されました。

**○島議長**　これで、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもって本日の会議を閉じます。
これをもって令和七年二月定例会を閉会いたします。

**午後一時四十二分　閉会**

議長　島　弘一
副議長　川岸　貞利
議員　山本　忠司
議員　中原　健氏